

電気通信主任技術者養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件新旧対照表

○昭和六十年郵政省告示第二百三十三号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>電気通信主任技術者規則(昭和六十年郵政省令第二十七号)第二十七条第十一号の規定に基づき、電気通信主任技術者の養成課程の終了の際に行う試験の実施方法について、次のとおり定める。</p>	<p>電気通信主任技術者規則(昭和六十年郵政省令第二十七号)第二十七条第九号の規定に基づき、電気通信主任技術者の養成課程の終了の際に行う試験の実施について、次のとおり定める。</p>
<p>一 実施者の心得 試験は、厳格かつ公正に実施しなければならないものとする。</p>	<p>一 実施者の心得 (略)</p>
<p>二 受験資格 試験を受けることができる者は、その養成課程の認定に係る<u>所定の授業科目</u>の<u>授業を修了した者とする。</u></p>	<p>二 受験資格 試験を受けることができる者は、その養成課程の認定に係る<u>授業科目及び</u><u>授業時間の授業を受けた者とする。</u></p>
<p>三 試験の方法 1 面接授業の場合の試験について (一) 試験は、<u>授業科目別に行うこと。</u>なお、<u>電気通信主任技術者規則第二十七条第六号の規定により総務大臣が特に他の授業時間によることが適当と認められた場合であつて、一部の授業科目についてその授業時間の全部を減じたときは、当該授業科目については試験を行わないものとする。</u></p>	<p>三 試験の要領 1 試験の方法は、<u>次のとおりとする。</u> (一) 試験問題(以下「問題」という。)の<u>数及び試験時間は、次によること。</u>ただし、<u>電気通信主任技術者規則第二十七条第六号の規定により、総務大臣が特に他の授業時間によることが適当と認められた場合であつて、一部の授業科目についてその授業時間の全部を減じたときは、当該授業科目については試験を行わないものとする。</u>なお、<u>問題の区分については、伝送交換主任技術者の養成課程の終了の際に行う試験については昭和六十年郵政省告示第二百三十二号に定める実施要目の中の別表第一号の授業科目の項目の欄に、線路主任技術者養成課程の終了の際に行う試験については同告示別表第二号の授業科目の項目の欄にそれぞれ掲げるものであること。</u></p>
	<p>(三) 試験の執行は、<u>以下の方法によること。</u></p>

(二) 試験は筆記により行うものとする。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法によることができるものとする。

(三) 試験の問題は、内容が明確であり、かつ、試験時間に照らし妥当なものであること。また、問題相互間の内容の重複がなく、かつ、調和のとれたものであること。

(四) 試験問題の数及び試験時間は、別記第一及び別記第二に掲げるところによること。

(五) 試験は、科目ごとにその満点を百点とし、問題ごとにその配点をなすべく均等にすること。

## 2 多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合の試験について

試験は、前号(一)及び(三)から(五)までに規定するもののほか、次の各号に規定するものであること。ただし、試験時間については、この規定によりなすことができることとする。

(一) 本人確認を特に厳格に行うものであること。

(二) 試験の実施に当たっては、受験者間に十分な間隔を設けるとともに、隣接する受験者との間に仕切を設けるなどにより、他の受験者から試験の実施内容が見えないように措置が講じられているものであること。

(三) 試験に用いるコンピュータその他の電子機器を用いて外部情報に接続することができないよう措置が講じられているものであること。

(四) 試験に用いる電子機器の故障対応、電子機器の操作方法の説明等に備え、直ちに技術的援助がされるものであること。

(1) 筆記によること。

(2) 総務大臣が特に必要と認める場合は、(1)の規定にかかわらず他の方法によることができるものとする。

(二) 問題の作成は、次の方法によること。

(1) 問題の内容が明確であり、かつ、試験時間に照らし妥当なものであること。

(2) 問題相互間の内容の重複がなく、かつ、調和のとれたものであること。

## 2 採点の方法は次のとおりとする。

(一) 科目ごとにその満点を百点とすること。

(二) 問題ごとにその配点をなすべく均等にすること。

(5) 試験のたびごとにすべての問題が新たに作成される場合を除いては、既に実施された試験問題から出題される試験問題が特定されることのないよう、以下の措置が講じられるものであること。

ア 受験者が試験問題を持ち帰ることができないこと。

イ 別記第一及び別記第二において定める試験問題の数を相当数上回る試験問題を予め用意するとともに、ソフトウェアによる試験問題の無作為選択及び出題順序の並び替えが行われるものであること。

四 合格の基準

科目別に試験の合格点は、六十点以上とする。

別記第一 伝送交換主任技術者養成課程の修了の際に行う試験

一 電気通信システム

(略)

二 専門的能力

(略)

三 伝送交換設備及び設備管理

(一) 問題数

区 分		問題数
伝送交換設備	(略)	
伝送交換設備の設備管理	(略)	二
セキュリティ管理	(略)	一

(二) 試験時間は、百分とする。

四 合格の基準

科目別に試験の合格点は、六十点とする。

(1) 伝送交換主任技術者養成課程の終了の際に行う試験

ア 電気通信システム

(略)

イ 専門的能力

(略)

ウ 伝送交換設備及び設備管理

(7) (略)

区 分		問題数
伝送交換設備	(略)	
伝送交換設備の設備管理	(略)	二
伝送交換設備のセキュリティ管理	(略)	一

(4) (略)

四 法規  
(略)

別記第二 線路主任技術者養成課程の修了の際に行う試験

一 電気通信システム  
(略)

二 専門的能力  
(略)

三 線路設備及び設備管理

(一) 問題数

区		分	問題数
線路設備	線路設備の設備管理	(略)	一
セキュリティ管理	セキュリティ管理の概要	(略)	二
	セキュリティ対策		一

(二) 試験時間は、百分とする。

四 法規  
(略)

工 法規  
(略)

(2) 線路主任技術者養成課程の修了の際に行う試験

ア 電気通信システム  
(略)

イ 専門的能力  
(略)

ウ 線路設備及び設備管理  
(7) (略)

区		分	問題数
線路設備	線路設備の設備管理	(略)	一
		(略)	二

(4) (略)

工 法規  
(略)